

使用開始日 2026年03月18日

投資信託説明書(交付目論見書)

フィデリティ・ グローバル好配当株 ファンド

追加型投信／内外／株式



ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。また、本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等の詳細情報は、下記委託会社の照会先までお問い合わせください。

委託会社

ファンドの運用の指図を行なう者

フィデリティ投信株式会社

金融商品取引業者：関東財務局長(金商)第388号

照会先

ナビダイヤル：**0570-051-104**

(受付時間：営業日の午前9時～午後5時)

固定電話、携帯電話からお問い合わせいただけます。国際電話、一部のIP電話からはご利用いただけません。

ホームページ：<https://www.fidelity.co.jp/>

受託会社

ファンドの財産の保管及び管理を行なう者

三菱UFJ信託銀行株式会社



商品分類		
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
追加型投信	内外	株式

属性区分				
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
その他資産 (投資信託証券(株式 (一般)))	年4回	グローバル (含む日本)	ファンド・オブ・ ファンズ	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類及び属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会^(注)のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

(注)2026年4月1日付で「一般社団法人資産運用業協会」へ名称変更される予定です。

委託会社

フィデリティ投信株式会社

設立年月日：1986年11月17日

資本金：金10億円(2026年1月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額…

8兆3,751億円(2026年1月末現在)



■この投資信託説明書(交付目論見書)により行なうフィデリティ・グローバル好配当株ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年3月17日に関東財務局長に提出し、2026年3月18日にその届出の効力が生じております。

■ファンドの商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき、事前に受益者の皆様にご意向を確認させていただきます。

■ファンドの財産は、信託法(平成18年法律第108号)に基づき受託会社において分別管理されています。

■投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社にご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

1. ファンドの目的・特色

ファンドの目的

ファンドは、フィデリティ・グローバル好配当株・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券を主要な投資対象とし、当該マザーファンド受益証券および当該マザーファンド受益証券が投資する投資信託証券への投資を通じて、主として、米国、英国(欧州を含みます。)、アジア・オセアニア(日本を含みます。))の取引所に上場(これに準じるものを含みます。))されている株式等(普通株式、優先株式、新株引受権証券、新株予約権証券等を含みます。以下同じ。))に投資を行ない、配当収入を確保するとともに、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的に運用を行ないます。

ファンドの特色

- 1 主としてマザーファンド受益証券への投資を通じて、「フィデリティ・UKエクイティ・インカム・ファンド*」(英国籍証券投資法人)、「フィデリティ・ファンズ-アジア・パシフィック・ディビデンド・ファンド」(ルクセンブルグ籍証券投資法人)、「フィデリティ・USエクイティ・インカム・ファンド(適格機関投資家専用)」(国内証券投資信託)(以下、総称して「投資対象ファンド*」)といっています。)
※2026年3月1日付で名称が「フィデリティ・マネービルダー・ディビデンド・ファンド」から変更になりました。
- 2 投資対象ファンドへの投資を通じて、主として米国、英国(欧州を含みます。)、アジア・オセアニア(日本を含みます。))の取引所に上場(これに準じるものを含みます。))されている株式等(普通株式、優先株式、新株引受権証券、新株予約権証券等を含みます。))に投資を行ないます。
- 3 各投資対象ファンドへの基本配分比率は、それぞれ概ね3分の1を原則とします。マザーファンドによる投資対象ファンドの組入れ比率は原則として四半期毎にリバランスを行ない、原則として基本配分比率に調整します。投資対象ファンドの基本配分により、マザーファンドの実質的な組入資産の地域配分は、米国、英国(欧州を含みます。)、アジア・オセアニア(日本を含みます。))について、それぞれ概ね3分の1となります。
- 4 投資対象ファンドにおいては、個別企業分析により、配当利回りおよび長期的成長性に注目した個別銘柄選択を行ないます。
- 5 投資対象ファンドにおいては、個別企業分析にあたり、世界の主要拠点のアナリストによる企業調査結果を活かし、ポートフォリオ・マネージャーによる「ボトム・アップ・アプローチ」を重視した運用を行ないます。
- 6 投資対象ファンドにおいては、ポートフォリオ構築にあたり、綿密な企業調査により投資価値の高い企業に分散投資を行なうことによりリスク分散を図ります。
- 7 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

※資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

*投資対象ファンドは、委託会社の判断により、適宜見直しを行なうことがあります。これに伴い、投資対象ファンド以外の投資信託証券に投資することがあります。

※運用担当者の変更等により、委託会社または委託先のグループ会社間へ運用の指図に関する権限の委託(再委託も含みます。)を追加する場合があります。なお、この場合においても、基本的にファンドに係る運用方針や運用スタイル等が変更されるものではありません。

1. ファンドの目的・特色

グローバルな企業調査

企業活動のグローバル化が進み、企業の成長性などの差が広がるなか、その企業だけの調査では十分ではありません。

仕入先や関係会社の調査はもちろんのこと、グローバルネットワークを活かして、世界中の競合他社との比較も行ないます。



追加的記載事項

投資対象ファンドの概要(2026年3月18日現在)

ファンドは、下記の投資対象ファンドを主要投資対象とします。

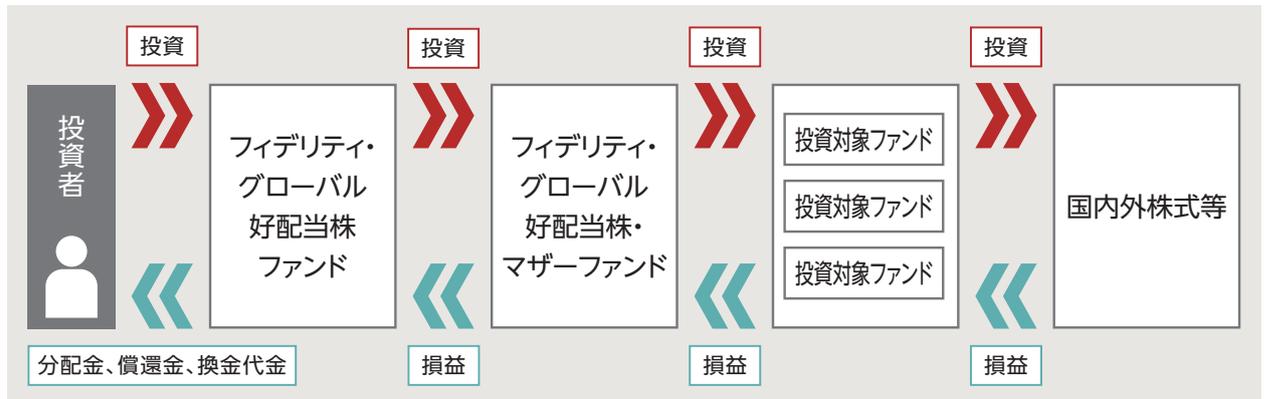
下記の記載事項は、当該投資対象ファンド固有の事情により変更される場合があります。

投資対象ファンド	運用会社	概要
フィデリティ・UKエクイティ・インカム・ファンド* (英国籍証券投資法人/英ポンド建て)	FILインベストメント・サービスズ(英国)・リミテッド	主として、英国に本店・設立地を有する企業、重要な事業を行なう企業、または上場している企業の株式に投資し、インカムの確保と長期的な元本の成長を目指します。*
フィデリティ・ファンズーアジア・パシフィック・ディビデンド・ファンド (ルクセンブルグ籍証券投資法人/米ドル建て)	FILファンド・マネジメント・リミテッド(バミューダ)	主として、アジア太平洋地域に本社があるか、事業活動の中心がそれらの地域である企業の高配当株式(中国A株B株への投資を含む)に投資し、インカムの確保と元本の成長を目指します。
フィデリティ・USエクイティ・インカム・ファンド (適格機関投資家専用) (国内証券投資信託)	フィデリティ投信株式会社 マザーファンドの運用の委託先: FIAM LLC(米国)	フィデリティ・USエクイティ・インカム・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として米国の取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている米国企業の株式等を投資対象として、市場の配当利回りを上回る配当を目指すとともに、長期的な元本成長を目標とします。

※2026年3月1日付で名称が「フィデリティ・マネービルダー・ディビデンド・ファンド」から変更になりました。それに伴い、概要も更新されました。

1. ファンドの目的・特色

ファンドの仕組み



ファンドはマザーファンドへの投資を通じて、主として国内外株式等に投資する複数の投資信託証券(投資対象ファンド)へ実質的に投資を行なう、ファンド・オブ・ファンズです。

主な投資制限

投資信託証券および短期金融商品(短期運用の有価証券を含みます。)以外への投資	直接投資は行ないません。
外貨建資産への実質投資割合	制限を設けません。
一発行体等に対する株式等、債券等およびデリバティブ等の投資制限	投資信託財産の純資産総額に対して、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とします。

収益分配方針

毎決算時(原則3月、6月、9月および12月の各20日。同日が休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の収益分配方針に基づき分配を行ないます。

- 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。
- 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

*毎年3月および9月に到来する計算期末においては、上述の分配対象額の範囲のうち、利子・配当収入のみを分配する予定であり、毎年6月および12月に到来する計算期末においては、これらに加え売買益(評価益を含みます。)も分配する予定です。
*各計算期末の分配対象額の範囲の考え方については、委託会社の判断により今後変更されることがあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

1. ファンドの目的・特色

収益分配金に関する留意事項

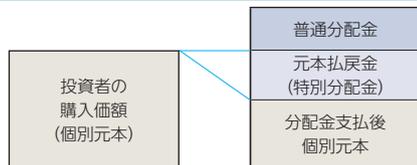
- 1 ファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、それぞれの投資者ご自身の個別元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- 2 分配金は預貯金の利息とは異なり、分配金支払い後の純資産は減少し、基準価額の下落要因となります。
- 3 分配金は計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があります、その場合当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落します。

分配方針や頻度の異なるコースが存在する場合は、投資者は自身の選択に応じて投資するコースを選択することができます。販売会社によってはコース間でスイッチングが可能です。

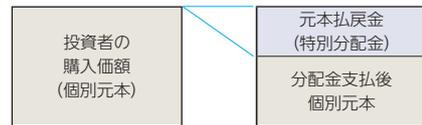
- 1 投資者のファンドの購入価額によっては分配金はその支払いの一部、または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。
 ファンドの購入価額は、個々の投資者によって異なりますので、投資期間全体での損益は、個々の投資者によって異なります。

分配金の一部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合



- 「個別元本」とは、追加型投資信託の収益分配金や解約（償還）時の収益に対する課税計算をする際に用いる個々の投資者のファンドの購入価額のことを指します。
 - 「普通分配金」とは、個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
 - 「元本払戻金（特別分配金）」とは、個別元本を下回る部分からの分配金です。実質的に元本の払戻しに相当するため、非課税扱いとなります。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。
- ※普通分配金に対する課税については、「4. 手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

- 2 分配金は、預貯金の利息とは異なります。分配金の支払いは純資産から行なわれますので、分配金支払い後の純資産は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

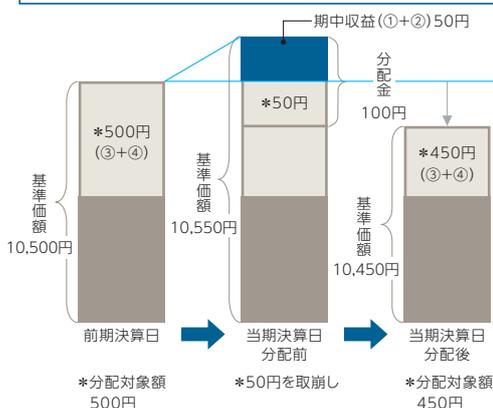
投資信託で
分配金が支払われる
イメージ



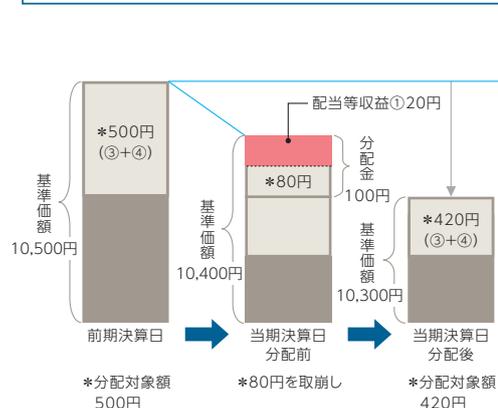
- 3 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。計算期間におけるファンドの運用実績は、期中の分配金支払い前の基準価額の推移および収益率によってご判断ください。

投資信託は、当期の収益の他に、ファンドの設定から当期以前の期間に発生して分配されなかった過去の収益の繰越分等からも分配することができます。

前期決算から基準価額が上昇 当期計算期間の収益がプラスの場合



前期決算から基準価額が下落 当期計算期間の収益がマイナスの場合



- ※分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、収益分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
- ※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

2. 投資リスク

基準価額の変動要因

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じることがあります。

ファンドが有する主なリスク等(ファンドがマザーファンドを通じて主に投資を行なう投資対象ファンドが有するリスク等を含みます。)は以下の通りです。

主な変動要因

価格変動リスク	基準価額は有価証券等の市場価格の動きを反映して変動します。有価証券等の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合があります。
為替変動リスク	外貨建の有価証券等に投資を行なう場合は、その有価証券等の表示通貨と日本円との間の為替変動の影響を受けます。
カントリー・リスク	投資対象国及び地域の政治・経済・社会情勢等の変化、証券市場・為替市場における脆弱性や規制等の混乱により、有価証券の価格変動が大きくなる場合があります。税制・規制等は投資対象国及び地域の状況により異なり、また、それらが急遽変更されたり、新たに導入されたりすることがあります。これらの要因により、運用上の制約を受ける場合やファンドの基準価額の変動に影響を与える場合があります。なお、新興国への投資は先進国に比べて、上記のリスクの影響が大きくなる可能性があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

2. 投資リスク

その他の留意点

■**クーリング・オフ**:ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

■**流動性リスク**:ファンドは、大量の解約が発生し短期間に解約資金を手当てする必要がある場合や、主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスクや、取引量が限られるリスク等があります。その結果、基準価額の下落要因となる場合や、購入・換金受付の中止、換金代金支払の遅延等が発生する可能性があります。

■**デリバティブ(派生商品)に関する留意点**:ファンドは、有価証券先物、各種スワップ、差金決済取引等のデリバティブ(派生商品)を用いることがあります。デリバティブの価格は市場動向などによって変動するため、基準価額の変動に影響を与えます。デリバティブが店頭取引の場合、取引相手の倒産などにより契約が履行されず損失を被る可能性があります。

■**購入・換金申込受付の中止及び取消しについての留意点**:金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情(投資対象国・地域における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策の変更や資産凍結を含む規制の導入、クーデターや重大な政治体制の変更等))があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、及び既に受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消す場合があります。

リスクの管理体制

投資リスクの管理および投資行動のチェックについては、運用部門が自ら行なう方法と、運用部門から独立している運用に関するコンプライアンス部門ならびに運用リスク管理部門が行なう方法を併用し検証しています。

運用部門

部門の担当責任者と運用の指図を行なうポートフォリオ・マネージャーが、さまざまなリスク要因について協議し、ポートフォリオ構築状況をレビューしています。

運用に関するコンプライアンス部門

法令および各種運用規制等の遵守状況について、モニタリングの結果を運用部門等にフィードバックしています。

運用リスク管理部門

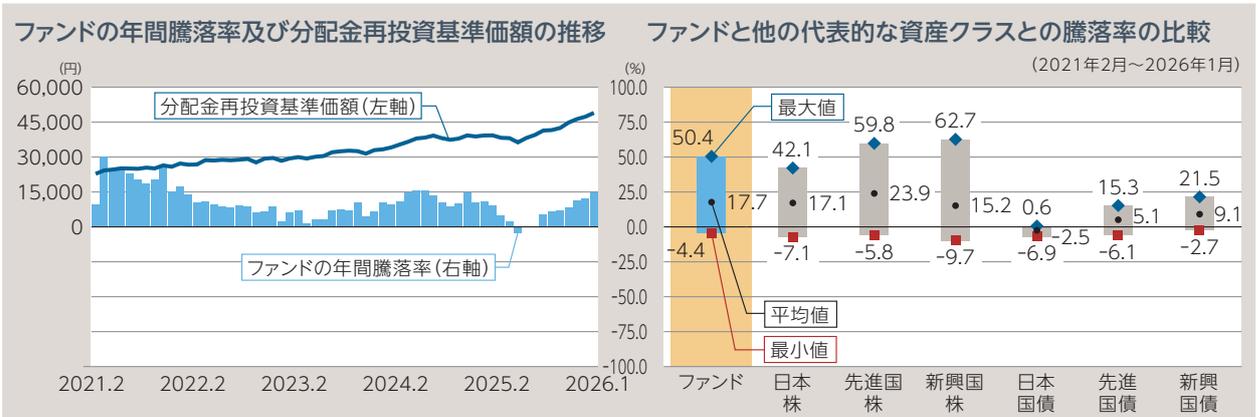
流動性リスクを含むファンドの各種投資リスクを評価し、モニタリングの結果を運用部門等に報告しています。

流動性リスク管理にあたっては、委託会社において流動性リスク管理に関する規程を定め、流動性リスク管理の適切な実施の確保のため、リスク・アンド・コンプライアンス・コミットteeを設置しています。同コミットteeは、ファンドの流動性リスクのモニタリングの結果を検証し、流動性リスク管理態勢について監督を行なうほか、緊急時対応策の検証等、当社業務運営に係る各種リスクの監視監督を行ないます。

2. 投資リスク

(参考情報)

以下は、ファンドのリスクを定量的に把握・比較できるように、参考情報として掲載しています。



※「ファンドの年間騰落率」は、ファンドの2021年2月～2026年1月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率を表示しています。
 ※「ファンドの年間騰落率」は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率であり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。なお、当騰落率は目盛最大値に比べ値が小さいためにグラフが見えない場合があります。
 ※「分配金再投資基準価額」は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額と異なる場合があります。

※2021年2月～2026年1月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
 ※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
 ※ファンドは税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

代表的な資産クラスの指数

日本株 TOPIX (配当込)	東証株価指数 (TOPIX) (以下「TOPIX」という。)の指数値及びTOPIXに係る標準又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社 (以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標準又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。
先進国株 MSCI コクサイ・インデックス (税引前配当金込/円ベース)	MSCI コクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が開発した、日本を除く先進国の株式市場のパフォーマンス測定を目的とする浮動株調整済み時価総額加重指数です。著作権、およびその他知的所有権はMSCI Inc.に帰属しております。
新興国株 MSCI エマージング・マーケット・インデックス (税引前配当金込/円ベース)	MSCI エマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した、エマージング諸国の株式市場のパフォーマンス測定を目的とする浮動株調整済み時価総額加重指数です。著作権、およびその他知的所有権はMSCI Inc.に帰属しております。
日本国債 NOMURA-BPI 国債	NOMURA-BPI 国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI 国債の知的財産権およびその他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI 国債の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当ファンドの設定の可否、運用成果等並びに当ファンド及びNOMURA-BPI 国債に関連して行われる当社のサービス提供等の行為に関して一切責任を負いません。
先進国債 FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債 J.P.モルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド (円ベース)	この情報は信頼性があると信じるに足る情報源から得られたものですが、J.P.モルガンはその完全性または正確性を保証するものではありません。このインデックスは使用許諾を得て使用しています。 J.P.モルガンによる書面による事前の承諾なくこのインデックスを複製、使用、頒布することは禁じられています。 Copyright © 2022 J.P. Morgan Chase & Co. 無断複製・転載を禁じます。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、指数提供元にて円換算しております。

3. 運用実績

(別途記載がない限り2026年1月30日現在)

※運用実績等について別途月次等で適時開示している場合があります。この場合、委託会社のホームページにおいて閲覧できます。

※下記データは過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

※各々のグラフ、表にある比率は、それぞれの項目を四捨五入して表示しています。

基準価額・純資産の推移



※分配金再投資基準価額は、ファンド設定時に10,000円でスタートしてからの分配金を再投資した実績評価額です。ただし、購入時手数料および分配金にかかる税金は考慮していません。
 ※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。

基準価額	13,186円
純資産総額	50.4億円

分配の推移

(1万口当たり/税引前)

決算期	分配金
2024年12月	550円
2025年3月	80円
2025年6月	400円
2025年9月	80円
2025年12月	800円
設定来累計	12,640円

主要な資産の状況

ファンド別組入状況

フィデリティ・ファンズ・アジア・パシフィック・ディビデンド・ファンド	33.2%
フィデリティ・マネービルダー・ディビデンド・ファンド	32.1%
フィデリティ・USエクイティ・インカム・ファンド(適格機関投資家専用)	31.7%
現金・その他	3.0%

※別途記載がない限り、主要な資産の状況は対純資産総額比率です。

※未払金等の発生により、「現金・その他」の数値がマイナスになることがあります。

投資対象ファンドの運用状況 (2025年12月末現在)

資産別組入状況

	フィデリティ・マネービルダー・ディビデンド・ファンド	フィデリティ・ファンズ・アジア・パシフィック・ディビデンド・ファンド	フィデリティ・USエクイティ・インカム・ファンド(適格機関投資家専用)
株式	100.0%	98.0%	97.5%
投資証券	—	—	1.9%
現金・その他	0.0%	2.0%	0.6%

組入上位国・地域

	フィデリティ・マネービルダー・ディビデンド・ファンド	フィデリティ・ファンズ・アジア・パシフィック・ディビデンド・ファンド	フィデリティ・USエクイティ・インカム・ファンド(適格機関投資家専用)
1 イギリス	99.5%	中国	18.1%
2 オランダ	0.5%	香港	16.5%
3 —	—	韓国	15.1%
4 —	—	台湾	13.7%
5 —	—	オーストラリア	13.1%
		アメリカ	85.4%
		イギリス	4.5%
		アイルランド	4.4%
		カナダ	2.0%
		台湾	1.3%

3. 運用実績

投資対象ファンドの運用状況 (2025年12月末現在)

組入上位5業種

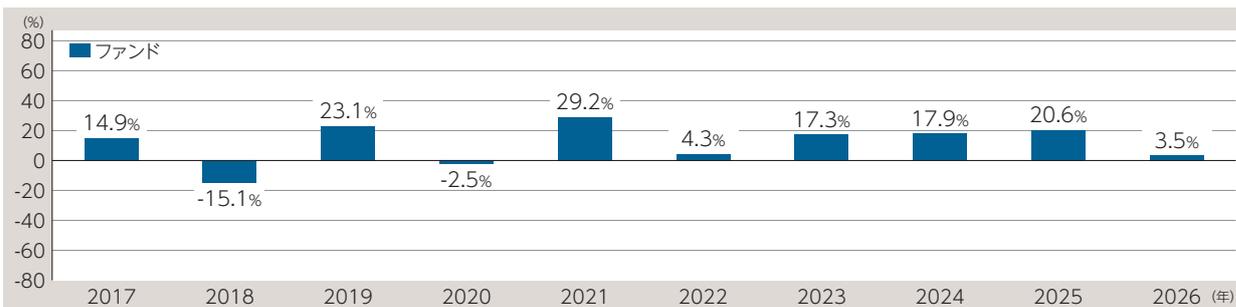
	フィデリティ・マネービルダー・ ディビデンド・ファンド	フィデリティ・ファンズー アジア・パシフィック・ディビデンド・ファンド	フィデリティ・USエクイティ・ インカム・ファンド (適格機関投資家専用)
1 生活必需品	24.1%	情報技術 18.5%	銀行 11.3%
2 金融	20.5%	資本財・サービス 15.6%	資本財 11.1%
3 ヘルスケア	10.7%	金融 15.3%	医薬品・バイオテクノロジー・ ライフサイエンス 9.6%
4 資本財・サービス	9.8%	一般消費財・サービス 10.6%	メディア・娯楽 7.1%
5 エネルギー	8.9%	生活必需品 9.7%	金融サービス 6.2%

組入上位銘柄

	フィデリティ・マネービルダー・ ディビデンド・ファンド	フィデリティ・ファンズー アジア・パシフィック・ディビデンド・ファンド	フィデリティ・USエクイティ・ インカム・ファンド (適格機関投資家専用)
1 HSBC HOLDINGS PLC	8.8%	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD 7.7%	アルファベット(クラスA) 4.9%
2 UNILEVER PLC	6.8%	TAIWAN SEMICONDUCTOR MFG CO LTD 7.3%	エクソンモービル 2.9%
3 ASTRAZENECA PLC	5.9%	AIA GROUP LTD 3.9%	アマゾン・ドット・コム 2.6%
4 BP PLC	5.0%	HKT TRUST AND HKT LTD 3.6%	シスコシステムズ 2.3%
5 GSK PLC	4.8%	DYNO NOBEL LTD 3.5%	ウェルズ・ファーゴ 2.3%

※フィデリティ・マネービルダー・ディビデンド・ファンドに関する事項は、ファンドの投資運用会社の提供するデータに基づき作成しております。
 ※フィデリティ・ファンズーアジア・パシフィック・ディビデンド・ファンドに関する事項は、ファンドの管理事務代行会社の提供するデータに基づき作成しております。
 ※フィデリティ・USエクイティ・インカム・ファンド(適格機関投資家専用)の情報は、主要投資対象であるフィデリティ・USエクイティ・インカム・マザーファンドの状況を、当ファンドベースに再計算して表示しています。銘柄をご参考のため、英文表記の一部をカタカナで表記しております。実際の発行体名と異なる場合があります。
 ※フィデリティ投信が作成時点で取得可能な投資対象ファンドの開示資料のデータに基づき作成しております。ファンドによってはデータの分類方法や評価基準日異なる場合があるため、概算・推定値となります。掲載データに関する正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。あくまでもファンドの概略をご理解いただくことを目的として作成されておりますことにご留意ください。

年間収益率の推移



※当ファンドは、ベンチマークを設定しておりません。
 ※ファンドの収益率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして算出しています。
 ※2026年は年初以降1月末までの実績となります。

4. 手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	最低単位を1円単位または1口単位として、販売会社が定める単位とします。 ※「分配金支払いコース」と「分配金再投資コース」があります。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	原則として、購入申込受付日から起算して5営業日までに、お申込みの販売会社にお支払いください。
換金単位	1口以上1口単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から、お申込みの販売会社にてお支払いします。
申込締切時間	原則として、午後3時30分までに購入・換金の申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込み受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。
購入・換金 申込不可日	ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークにおける銀行休業日及び英国の休業日においては、お申込みの受付は行ないません。
購入の申込期間	2026年3月18日から2027年3月17日まで 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行なうため、1日1件10億円を超えるご換金はできません。また、大口のご換金には別途制限を設ける場合があります。
購入・換金 申込受付の中止 及び取消し	取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、及び既に受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消す場合があります。
信託期間	原則として無期限(2005年3月4日設定)
繰上償還	ファンドの受益権の残存口数が30億口を下回った場合等には、繰上償還となる場合があります。
決算日	原則、毎年3月、6月、9月及び12月の各20日 ※決算日にあたる日が休業日となった場合、その翌営業日を決算日とします。
収益分配	年4回の決算時に、収益分配方針に基づいて、分配を行ないます。ただし、委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。 分配金再投資コースの場合、収益分配金は、税引き後無手数料で再投資されます。
信託金の限度額	1兆円
公告	原則として、電子公告の方法により行ない、委託会社のホームページ(https://www.fidelity.co.jp/)に掲載します。
運用報告書	毎年6月、12月に到来するファンドの計算期間終了後及び償還時に交付運用報告書を作成し、知っている受益者に対して交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの対象ではありません。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 ※上記は2026年1月末日現在のもので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。

4. 手続・手数料等

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用											
購入時手数料	3.30% (税抜3.00%) を上限 として販売会社が定めます。 ※詳しくは、お申込みの販売会社にお問い合わせください。	商品及び関連する投資環境の説明・情報提供、事務手続き等の対価として、購入時に販売会社にお支払いいただきます。									
信託財産留保額	ありません。	—									
投資者が信託財産で間接的に負担する費用											
運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの純資産総額に対し、年0.8173% (税抜0.743%) の率を乗じた額が運用管理費用 (信託報酬) として毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、ファンドの毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。										
	運用管理費用 (信託報酬) の配分 (年率/税抜)										
	ファンドの純資産総額に対して	0.743%	信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率								
	<table border="1"> <tr> <td>委託会社</td> <td>0.045%</td> <td>委託した資金の運用の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>0.678%</td> <td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>0.02%</td> <td>運用財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行の対価</td> </tr> </table>	委託会社	0.045%	委託した資金の運用の対価	販売会社	0.678%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価	受託会社	0.02%	運用財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行の対価	
委託会社	0.045%	委託した資金の運用の対価									
販売会社	0.678%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価									
受託会社	0.02%	運用財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行の対価									
投資対象とする投資信託証券*	年率0.657% (税抜) 程度										
実質的な負担*	年率1.50% (税込) 程度										
その他費用・手数料	組入有価証券の売買委託手数料、信託事務の諸費用等は、ファンドからその都度支払われます。ただし、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示できません。	組入有価証券の売買委託手数料 ：有価証券の売買の際、売買仲介人に支払う手数料 信託事務の諸費用等 ：投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立替えた立替金の利息									
	法定書類等の作成等に要する費用、監査費用等は、ファンドの純資産総額に対して年率0.10% (税込) を上限とする額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、毎年6月及び12月に到来する計算期末または信託終了のときに、ファンドから支払われます。	法定書類等の作成等に要する費用 ：有価証券届出書、目論見書、運用報告書等の作成、印刷及び提出等に係る費用 監査費用 ：ファンドの監査人等に対する報酬及び費用									

*2026年3月18日現在の投資対象ファンドに基づくものであり、投資対象ファンドの変更等により将来的に変動することがあります。

*投資対象ファンドの運用管理費用以外の費用が発生する場合があります。

*当該手数料・費用等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

*運用・管理にかかる費用の総額について、詳しくは、後掲の「(参考情報) ファンドの総経費率」をご参照ください。

税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は2026年1月末日現在のもので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

	総経費率 (①+②)	運用管理費用の 比率①	その他費用の 比率②
フィデリティ・グローバル好配当株 ファンド	1.75%	0.82%	0.93%

(比率は年率、表示桁数未満を四捨五入)

※対象期間は2025年6月21日～2025年12月22日です。

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除きます。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除しています。

※その他費用には、投資先ファンドにかかる費用が含まれています。

※投資先ファンドの費用について、計上された期間が異なる場合があります。

※投資先ファンドにおいて開示されていない費用がある場合、総経費率に含まれていません。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率と異なります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

